

67—02 P

特許権者、特許異議申立人、参加人**1. 特許権者**

特許権が共有に係るものである場合は、共有者の全員が特許権者である。

2. 特許異議申立人

特許異議の申立ては、利害関係人に限定されず「何人も」することができる（特 § 113）。具体的には、自然人、法人及び法人でない社団又は財団であつて代表者又は管理人の定めのあるもの（特 § 6①二）が該当する。ただし、匿名では特許異議の申立てをすることはできない（特 § 115①一）。

なお、特許異議申立人が死亡したときや合併により消滅したときは、申立てについての地位を承継することはできない（→22—01、26—01）。

（参考裁判例）（平成7年12月31日以前の付与前異議のもの）

「異議申立制度は、利害関係の有無にかかわらず何人でも異議の申立ができるものとすることによって、商標登録出願の審査の過誤を排除し、その適正を期するという公益的見地から設けられたものであつて、異議申立人たる会社が合併により消滅したときは、それによって異議申立は失効し、異議申立人たる地位が合併後存続する会社に承継される余地はない。」

（最高判昭 56.6.19（昭 53（行ツ）103号））

3. 参加人（特 § 119→特 § 148）（→57—00～09）**(1) 参加できる者（→57—01）**

ア 特許権についての権利を有する者その他特許権に関し利害関係を有する者であつて、特許権者を補助する者は、審理に参加することができる（特 § 119①）。

特許権についての権利を有する者とは、例えば、専用実施権者、通常実施権者である。

イ 特許異議申立人側の参加は、規定がないため、認められない。

(2) 参加の効力 (→57—05)

参加人は、特許権者を補助するため、攻撃防御の方法の提出、その他一切の異議申立て手続をすることができる(特 § 119②→特 § 148)。

参加人には、特許権者と同様に関係書類が送付される。

なお、この章 67 において、「特許権者」とあるときは、特許権者を補助する目的の限りにおいて「参加人」を含む場合がある。

(3) 参加許否の決定 (→57—07)

(改訂 H30.9)